

種苗法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じている。
- さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。
- このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

法律案の概要

1 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようになるための措置

(1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。

※これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得る（育成者権の侵害罪は10年以下懲役又は1000万円以下の罰金）

- ②輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公示し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける（10万円以下の過料）。

(2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。

(3) 質の高い品種登録審査を実施するための措置

審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる。

2 育成者権を活用しやすくするための措置

- ①品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。
- ②育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。

3 その他

- ①特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実、ii 外国人の権利享有規定の明確化、iii 在外者の代理人の必置化、iv 通常利用権の対抗制度、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充の措置を講ずる。
- ②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる。

施行期日：令和3年4月1日

ただし、1(2)については、令和4年4月1日、1(1)②並びに3① iii 及びvについては、令和2年12月1日、3① ii 及び3②については、公布日